

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等の母等及び児童）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等の母等及び児童）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等の母等及び児童）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九法律第二百二十九号） 第1条	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号） 第1条及び第3条第2項第3号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図る）ことを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、（市民福祉の向上を図る）ため、この市が行う福祉医療給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする 第三条 第二項 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、（この市の住民基本台帳に記録され、かつ、社会保険各法の規定による療養の給付を受けることができる者のうち、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者）とする。（3） 親子健やか医療給付金（次のいずれかに該当する者）（ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第1号又は第2号に規定する期間を経過していないもの（同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。）で児童を扶養しているもののうち、規則で定めるもの イ アに規定する者に扶養されている児童 ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のいない児童（第4項第2号において「父母のいない児童」という。））</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）</p>

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令92条 項2号</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定による親子健やか医療給付金の支給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

利用特定個人情報1

<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令92条 項2号イ</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項第3号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>
<p>③提供を求める利用特定個人情報</p>	<p>戸籍関係情報</p>	<p>戸籍関係情報</p>

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第4項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定による親子健やか医療給付金の支給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ホ	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年09月24日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等の母等及び児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	19
保護評価書の名称	山形市福祉医療給付金支給条例による親子健やか医療給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%B1%B1%E5%BD%A2%E5%B8%82&v_name=%E8%A6%AA%E5%AD%90%E5%81%A5%E3%82%84%E3%81%8B&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=16&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	